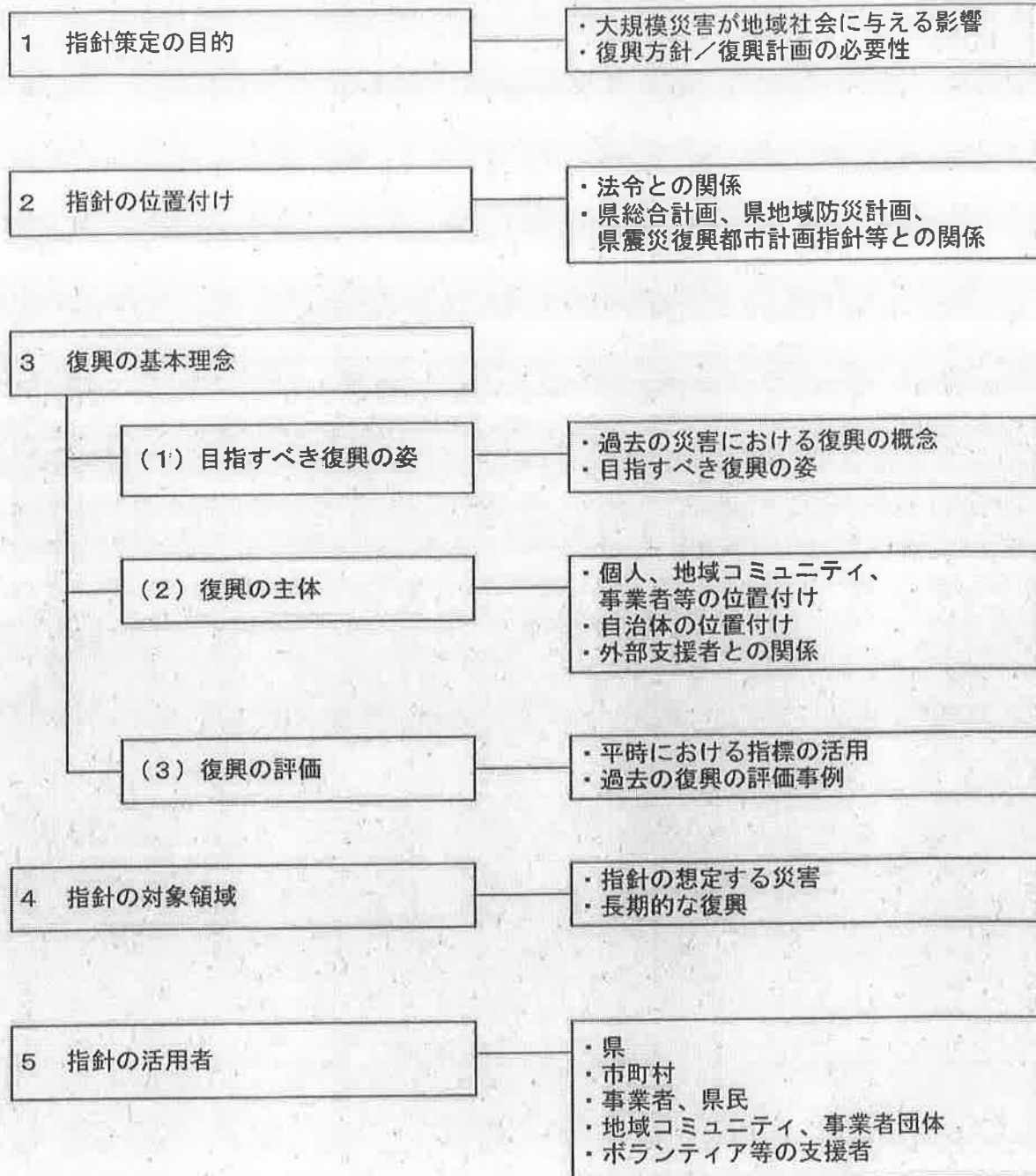


徳島県復興指針 (骨子案)

(平成30年11月7日時点)

第1章 徳島県復興指針の目的等



第1章 徳島県復興指針の目的等

概 要

- 大規模災害が地域社会に与える影響を踏まえ、地域社会を再生するための「復興方針・復興計画」の必要性を説明し、本指針の目的が、復興に向けた事前準備として「復興対策の手順の明確化」を図るものであること、復興対策の手順には、被災後の復興の取り組みだけでなく、平時における「地方創生」の視点も含む「事前復興」も含むことを示す。
- 本指針の主たる目的であり、被災後に策定する「復興方針・復興計画」との関係を明らかにするとともに、現在、存在する防災関係諸計画（「地域防災計画」や「徳島県震災復興都市計画指針」等）や徳島県の最上位計画である総合計画との関係を整理する。
- 「被災者の復興」から「被災地の復興」までを対象と位置づけ、これまでの復興事例における様々な理念も展望しながら、徳島県における「事前復興」も含めた取り組みに共通する「復興の理念」を明らかにすることなど。

全体の枠組み

- 1 指針策定の目的
 - ・大規模災害が地域社会に与える影響
 - ・復興方針／復興計画の必要性
- 2 指針の位置付け
 - ・法令との関係
 - ・県総合計画、県地域防災計画、県震災復興都市計画等との関係
- 3 復興の基本理念
 - (1) 目指すべき復興の姿
 - ・過去の災害における復興の概念
 - ・目指すべき復興の姿
 - (2) 復興の主体
 - ・個人、地域コミュニティ、事業者等の位置付け
 - ・自治体の位置付け
 - ・外部支援者との関係
 - (3) 復興の評価
 - ・平時における指標の活用
 - ・過去の復興の評価事例
- 4 指針の対象領域
 - ・指針の想定する災害
 - ・長期的な復興
- 5 指針の活用者
 - ・県
 - ・市町村
 - ・事業者、県民
 - ・地域コミュニティ、事業者団体
 - ・ボランティア等の支援者

第2章 実践プロセス

1 各主体間の連携

- ・連携のあり方
- ・自治体の役割

2 事前復興

(1) 準備する事前復興

- ・被災イメージの共有
- ・復興の担い手
- ・地域継続の取組

(2) 実践する事前復興

- ・地域文化の継承
- ・地域の恵み
- ・人材育成

3 過去の復興事例

- ・阪神大震災
- ・中越地震
- ・東日本大震災
- ・熊本地震

第2章 実践プロセス

概 要

- 復興を担う主体として第1章で位置づけられた、個人や地域コミュニティ、地域における多様な事業者と自治体との連携について、事前に検討することの重要性を喚起するとともに、過去の復興事例を踏まえながら、自治体の役割を示す。
- 事前復興の定義や「準備する事前復興」と「実践する事前復興」の考え方を示す。
- 阪神大震災や東日本大震災など、過去の大規模災害における復興事例を示し、事前準備の重要性を喚起する。

全体の枠組み

- 1 各主体間の連携
 - ・連携のあり方
 - ・自治体の役割
- 2 事前復興
 - (1) 準備する事前復興
 - ・被災イメージの共有
 - ・復興の担い手
 - ・地域継続の取組
 - (2) 実践する事前復興
 - ・地域文化の継承
 - ・地域の恵み
 - ・人材育成
- 3 過去の復興事例
 - ・阪神大震災
 - ・中越地震
 - ・東日本大震災
 - ・熊本地震

第3章 復興へ向けた条件整備

1 復興に関連する応急対応

(1) 「被災状況等の把握」

- ① 応急対応のための被害調査
- ② 二次災害の拡大防止に関する調査
- ③ 法制度の適用に関する調査
- ④ すまいと暮らしの再建に関する調査

(2) 「災害廃棄物等の処理」

- ① 被災家屋の解体・堆積物の撤去
- ② 災害廃棄物等の処理

2 計画的復興への条件整備

(1) 「復興体制の整備」

- ① 復興本部の設置
- ② 復興本部と関係機関の連携
- ③ 復興推進体制の整備

(2) 「復興計画の策定」

- ① 復興計画策定体制の構築
- ② 復興方針の検討
- ③ 復興計画の策定
- ④ 復興計画の進行管理

(3) 「広報・相談対応の実施」

- ① 広報
- ② 相談・各種申請の受付

(4) 「金融・財政面の措置」

- ① 金融・財政面の緊急措置
- ② 復興財源の確保

1 復興に関連する応急対応

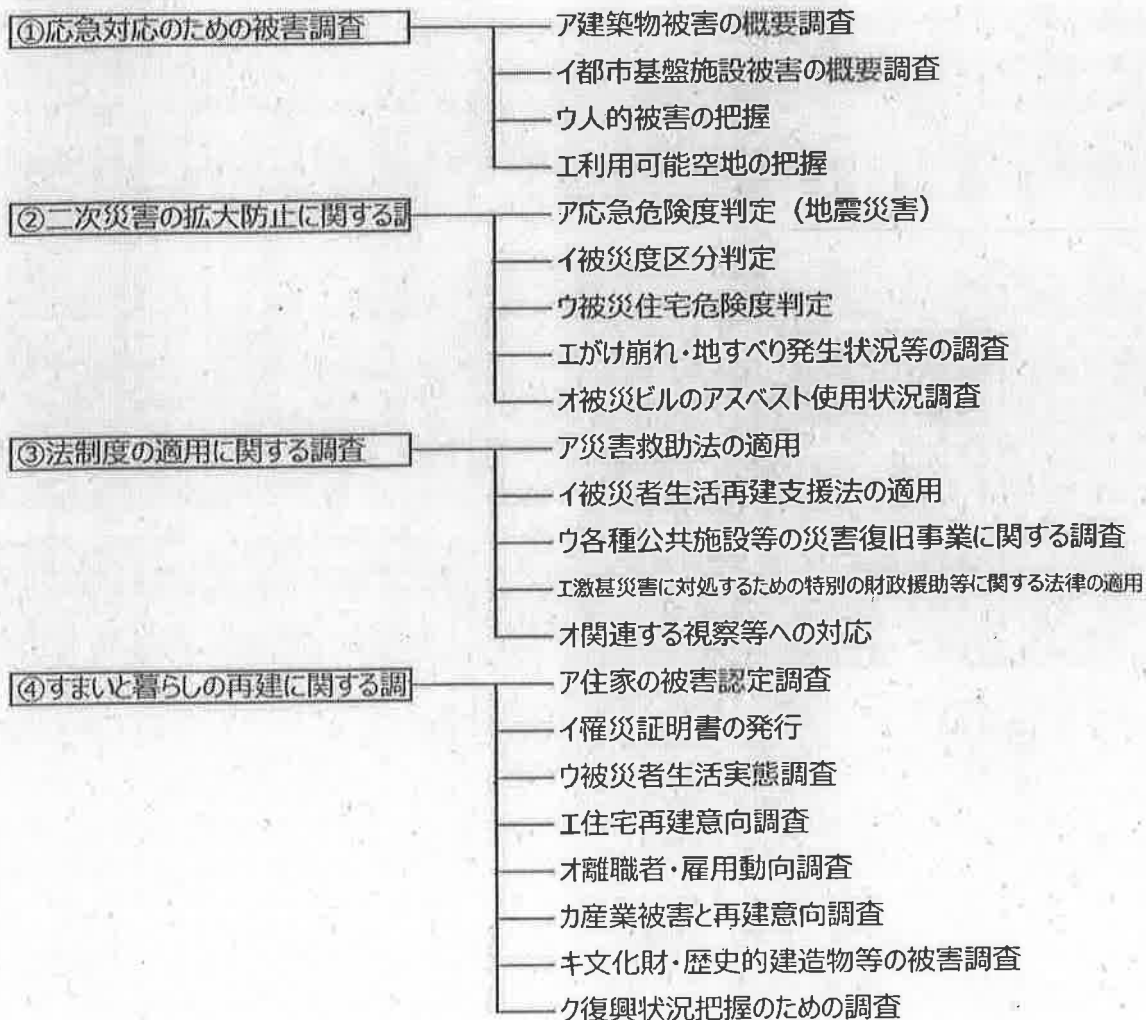
(1)「被災状況等の把握」

目 的

- 次の目的に迅速な被害状況、被災者生活実態、復旧・復興状況の把握を行う。
- ①復旧・復興の方向性を決め、復興計画の早期立ち上げを図る。
 - ②被災者の置かれている状況をなるべく速く正確に把握し、適切な対応につなげる。
 - ③金融面における当面の措置のための資金需要を想定し、措置する。
 - ④被害額を把握・推計し、国による財政的支援の枠組みづくりを要請する。
 - ⑤被災の原因を分析し、復興防災まちづくりに反映する。
 - ⑥復旧・復興の状況を継続的に把握し、タイムリーな施策を実施する。
- ここでは、復興・生活再建に関連の深い調査項目を示す。発災後の取組に際しては、調査結果の利用目的を明確にした上で、調査の時期、対象、調査項目等が重複したり、類似の調査が何度も行われたりすることのないよう、適切な調整を行うことが必要である。

全体の枠組み

■調査の種類



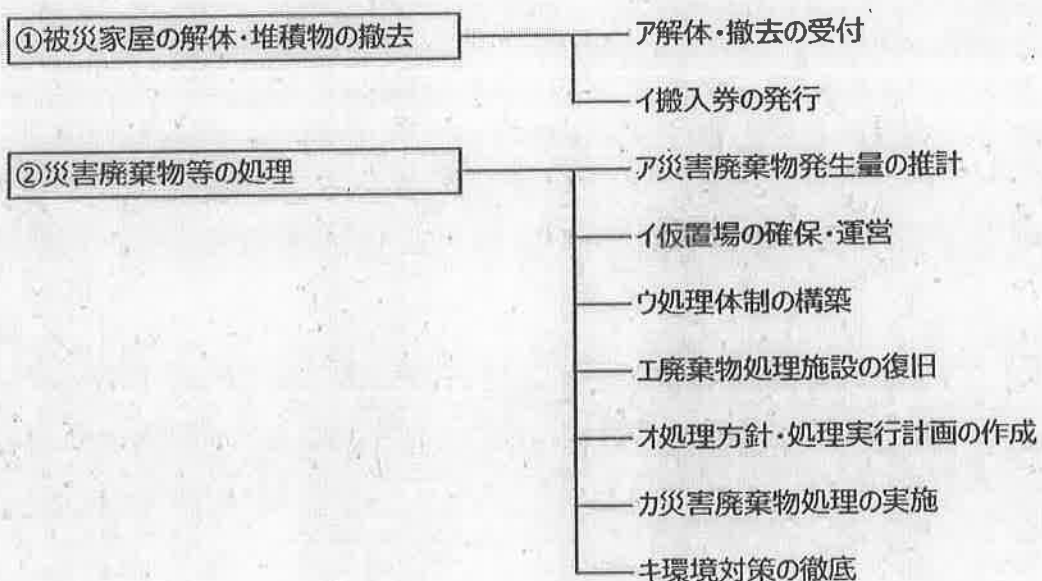
1 復興に関連する応急対応

(2)「災害廃棄物等の処理」

目 的

- ・災害時においても生活ごみ（避難所、家庭等から排出される一般廃棄物）や仮設トイレ等のし尿などの処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止のため、適正かつ迅速な処理が求められる。
- ・一方、災害により生じる廃棄物（被災家屋から排出される廃材や廃家電、家具など。以下「災害廃棄物」という。）の処理に際しては、早急な復旧・復興の大前提となるものであり、適正かつ円滑・迅速な処理を旨としつつ、可能な限り減量化を図るなど、環境への負荷を最小限に止めることが求められる。
- ・さらには、堆積物（土砂等）についても迅速な除去が求められる。
- ・また、大気汚染の防止等、被災住民の健康への配慮も不可欠である。

全体の枠組み



2 計画的復興への条件整備

(1)「復興体制の整備」

目 的

- ・ 各種対策が多岐にわたる復興計画の策定や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するために、各関連部局の担当者で構成し、庁内における復興対策に関する意思決定機関ともなる「徳島県復興本部」を設置する。
- ・ 復興体制については、復興施策の実施主体となる復興本部の設置方法及び復興本部と災害対策本部との関係、併せて、国、県、市町村の役割分担、周辺市町村との連携、住民・事業所等との役割分担等について取り決めるを行うことが重要となる。

全体の枠組み



2 計画的復興への条件整備

(2)「復興計画の策定」

目 的

- ・復興計画は、全ての復興事業の根幹となるものであり、可能な限り迅速に策定することが望ましい。
- ・各種都市基盤や産業基盤が被災した場合においては、その再建は多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。復興計画の作成目的は、これらの再建をできるだけ迅速に実施し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興が進めることにある。

全体の枠組み



2 計画的復興への条件整備

(3)「広報・相談対応の実施」

目 的

- ・被災者の生活再建等の推進、地域住民の意向を反映させた復興計画づくり、各種計画内容への理解と合意形成のために、県・市町村は被災者及び地域住民に対して、各種支援内容や復旧・復興計画内容の広報、計画内容等に関する説明会の実施、各種相談体制づくりを行う。
- ・被災者の相談を受け、必要な情報を提供することで、被災者の不安や悩みを解消するとともに、行政等が行っている支援措置についての情報提供、法律問題等も含めた適切な対応窓口の紹介などを行うことができる。一方、行政等では、被災者の抱える各種課題・ニーズを把握することが可能となる。

全体の枠組み



2 計画的復興への条件整備

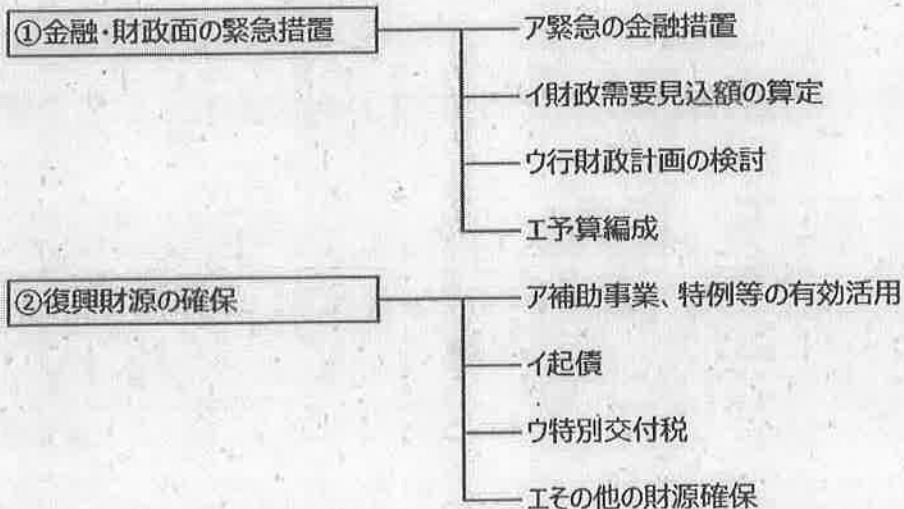
(4)「金融・財政面の措置」

目 的

- ・災害の発生後から短期間に多岐にわたる復旧・復興事業の実施を可能とすることを目的として、復興財源の確保を図る。
- ・災害からの復興で実施される各種事業内容は、多種多様であると同時に、通常では長期にわたって実施する内容を、短期間で集中的に実施する必要がある。このように、多量の事業の集中的な推進には、多額の事業費が必要である。しかし、被災による税投入の減少等により地方公共団体の財政はさらに圧迫されるため、あらゆる手段を活用し、復興財源を確保していくことが重要となる。

全体の枠組み

- ・大規模な災害からの復旧・復興に関する国の県、市町村への財政支援の枠組みは、大きく次の3つからなる。
 - ①交付税の繰上交付
 - ②公共的施設の災害復旧事業に対する国庫負担・補助
 - ③災害復旧費に係る地方債の起債の許可と元利償還金の交付税算入



第4章 復興へ向けた分野別の対策

1 すまいの再建

(1) 「緊急の住宅確保」

- ①被災住宅の応急修理対策
- ②一時提供住宅の供給
- ③応急的な住宅の供給計画の検討
- ④応急仮設住宅の建設
- ⑤入居者の募集・選定と入居後のサポート
- ⑥利用の長期化・解消の措置

(2) 「恒久住宅の供給・再建」

- ①住宅供給に関する基本計画の作成
- ②公営住宅の供給
- ③住宅補修・再建資金の支援
- ④既存不適格建築物対策
- ⑤被災マンションの再建支援
- ⑥相談体制、その他各種対策

2 暮らしの再建

(1) 「雇用の維持・確保」

- ①雇用状況の調査
- ②雇用の維持
- ③離職者の生活・再就職支援

(2) 「被災者への経済的支援」

- ①給付金等
- ②各種減免猶予等
- ③義援金

(3) 「公的サービス等の回復」

- ①公共施設の復旧
- ②医療・保健対策
- ③福祉対策
- ④メンタルヘルスケアの充実
- ⑤学校の再開
- ⑥ボランティアとの連携

3 安全・安心な地域づくり

(1) 「公共土木施設等の災害復旧」

- ①災害復旧
- ②土砂災害対策
- ③山地災害対策
- ④洪水対策

(2) 「安全・安心な市街地・公共施設整備」

- ①復興防災まちづくり方針の作成
- ②基盤未整備地域の整備
- ③災害危険区域等の設定
- ④宅地・公共施設の移転・嵩上げ

(3) 「都市基盤施設の復興」

- ①道路・交通基盤の復興
- ②物流基地・港湾・空港の復興
- ③公園・緑地等の復興
- ④ライフライン施設の復興

(4) 「地域社会の再生」

- ①文化財等への対応
- ②災害記憶の継承
- ③地域の伝統文化の継承

4 産業・経済の復興

(1) 「情報収集・提供・相談」

- ①資金需要の把握
- ②各種融資制度の周知・経営相談
- ③物流の安定・取引等のあつ旋等

(2) 「中小企業の再建」

- ①再建資金の貸付等
- ②事業の場の確保
- ③観光振興

(3) 「農林漁業の再建」

- ①再建資金の貸付等
- ②農林漁業基盤等の再建

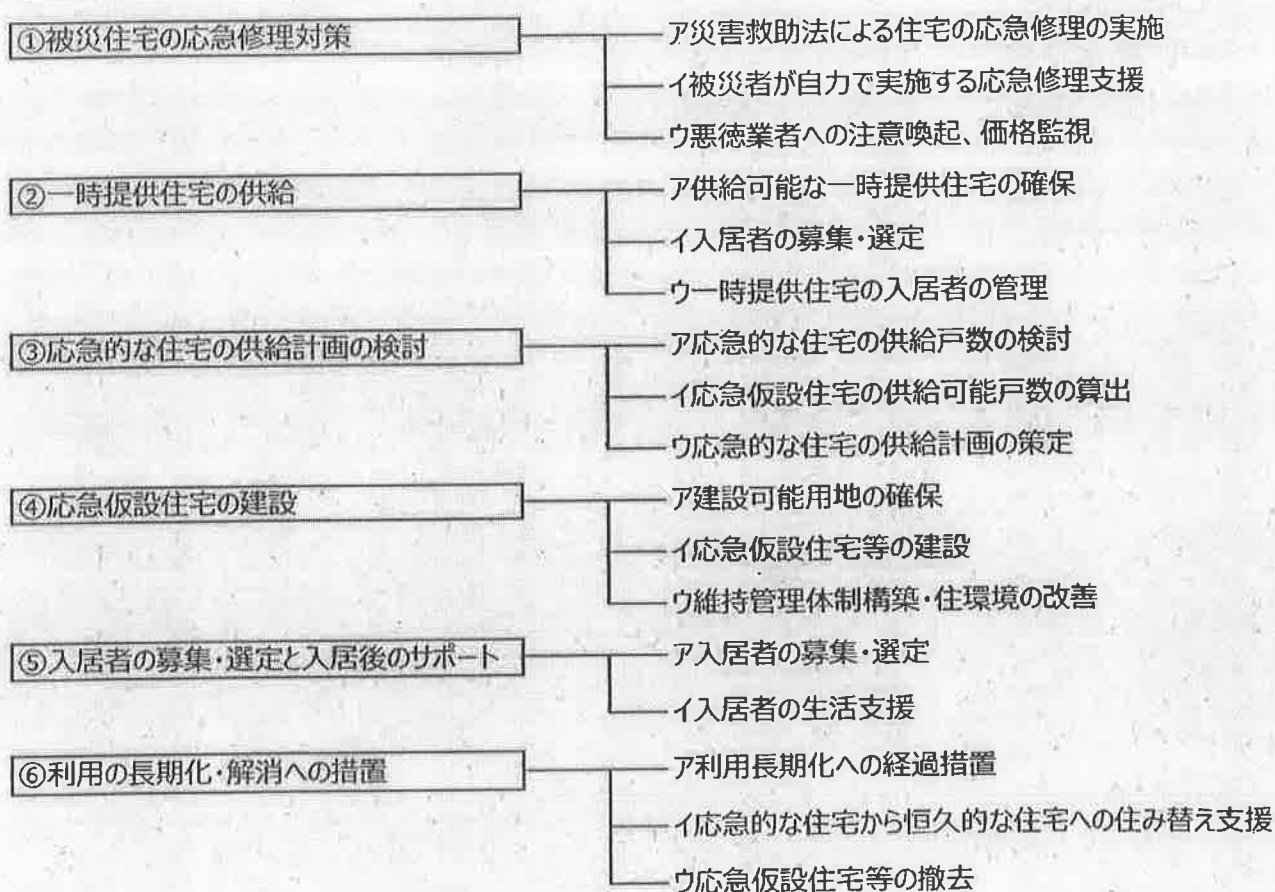
1 すまいの再建

(1)「緊急の住宅確保」

目 的

- 本格的な生活再建、復旧・復興まちづくりに取り組むためには、まず、住宅の確保が不可欠である。災害によって住宅に被害を受け、居住を継続するためには応急的な修理を必要とする被災者や、一時的に応急的な住宅に居住せざるを得ない被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。
- 応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。

全体の枠組み



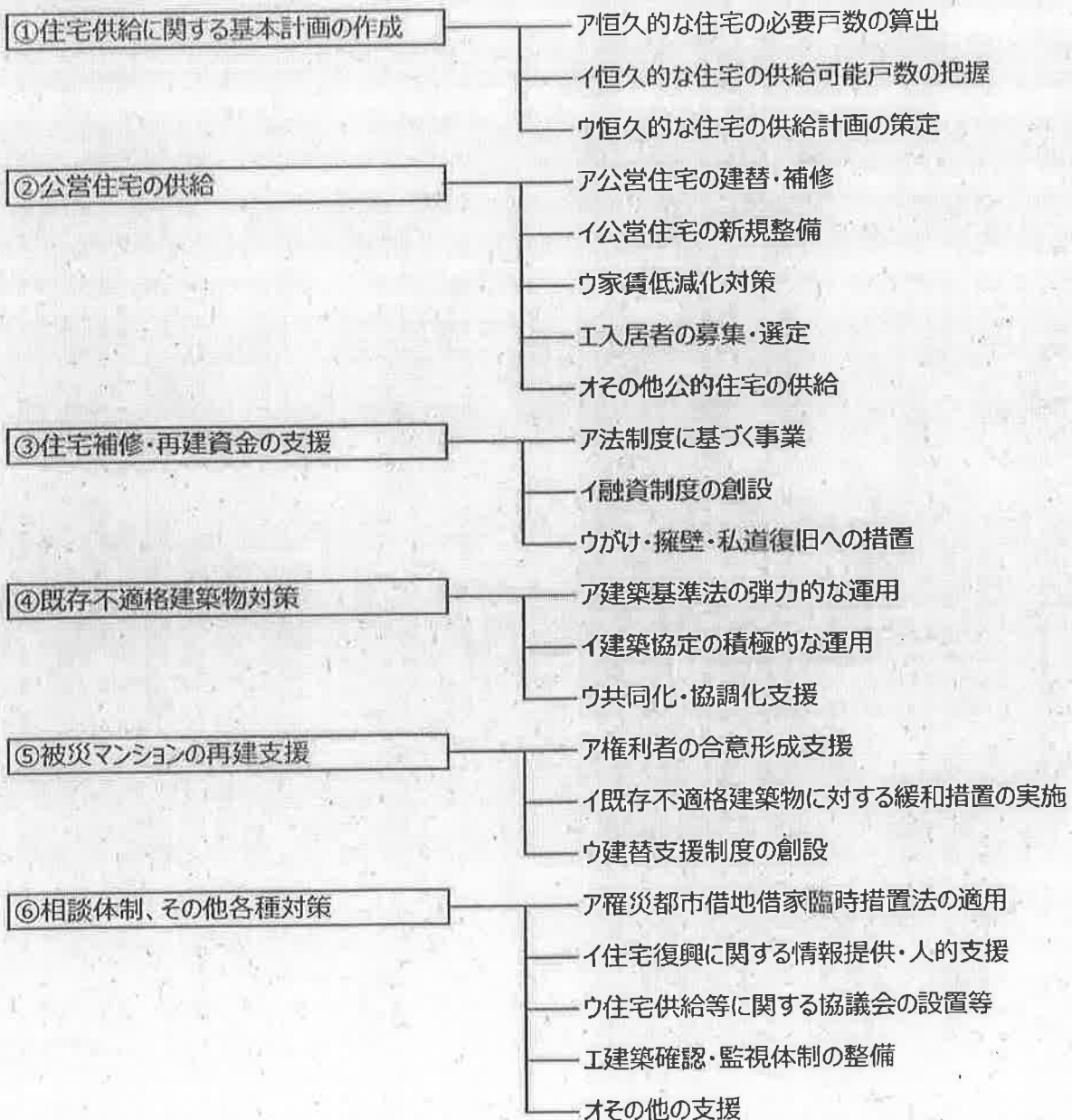
1 すまいの再建

(2)「恒久住宅の供給・再建」

目 的

- 住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。自力での住宅の取得・再建等が困難な者に対する公営住宅の供給を図るとともに、特定優良賃貸住宅や公社・公団社宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）の供給促進を図る。
- 恒久的な住宅確保を支援するための資金面での支援や住まい・まちづくり活動に対する支援、各種情報の提供や相談への対応等を行う。

全体の枠組み



2 暮らしの再建

(1)「雇用の維持・確保」

目 的

○被災者が生活の復興を図るためには安定した雇用が不可欠である。こうした復興期における被災者の生活の安定を図るため、事業者に対して各種雇用維持制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施し、雇用の維持を図るとともに、求職者への職業紹介、求人の拡大など、被災離職者の再就職の促進を図る。

全体の枠組み



2 暮らしの再建

(2)「被災者への経済的支援」

目 的

○災害により住宅が被災した場合や身体的な被害を受けた場合、被災者は経済的に大きなダメージを受ける。そのため、現行制度を活用した経済的支援や県、市町村独自により、被災世帯の当面の生活安定化を支援する。

全体の枠組み



2 暮らしの再建

(3)「公的サービス等の回復

目 的

- 復旧・復興施策を進めていく段階では、被災者自身が災害のショックから立ち直り、生活や地域を再建していこうという意識の回復が重要になる。そのためには、医療・保健、福祉、教育等の行政サービス等の役割と機能回復が不可欠である。
- 各分野に関わる施設の早期復旧をめざし、被災者の各種ニーズに応えるべく柔軟な体制づくりのもと支援に努める。

全体の枠組み



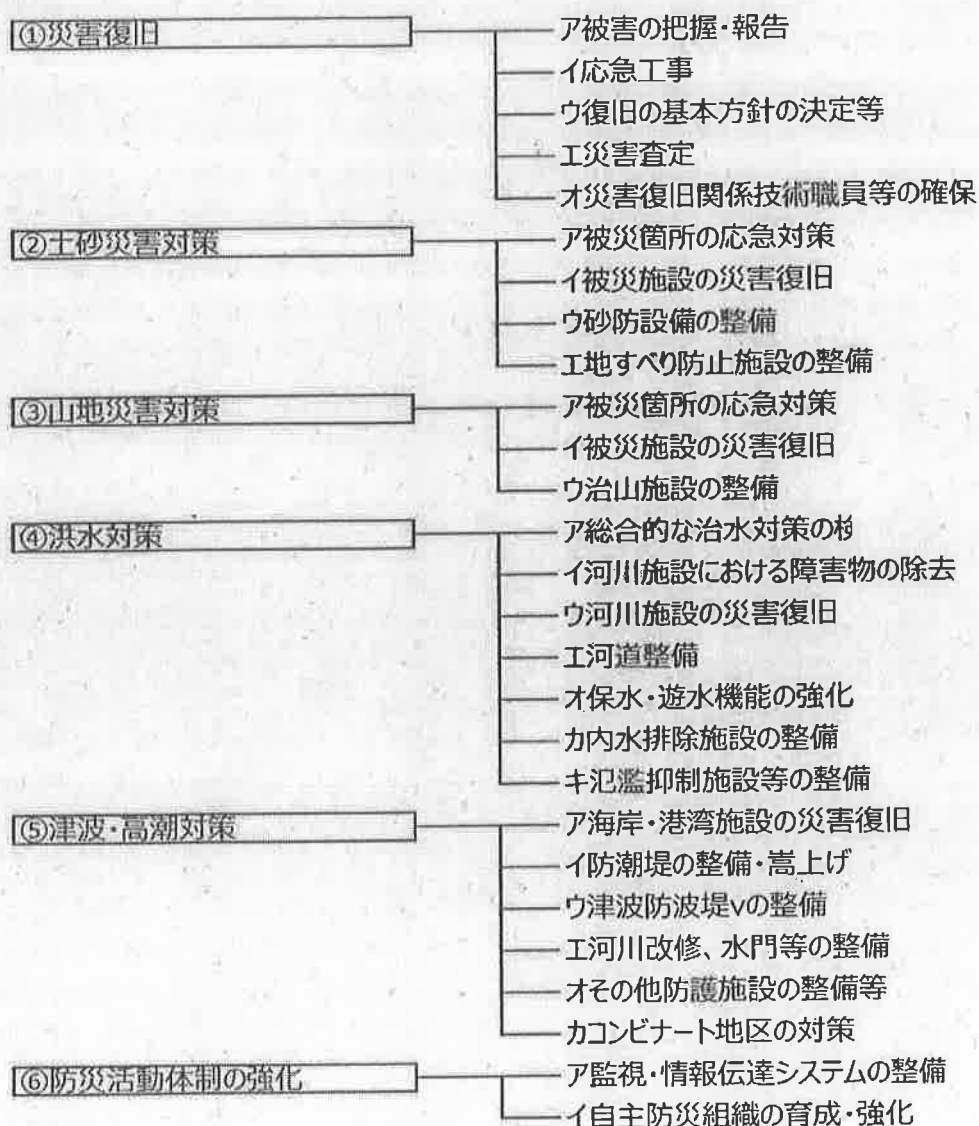
3 安全・安心な地域づくり

(1)「公共土木施設等の災害復旧」

目 的

- 県、市町村が管理する公共施設や公共土木施設等が災害を受けた場合、迅速な効用回復によって民生安定を図り、また被害の発生を防止する必要がある。
- 県、市町村は、関連する法制度等を活用して、災害復旧事業を進めるとともに、適切な地方財政措置を受けることが必要である。
- 災害の種類に応じた防災施設等の復旧・整備の考え方を示すこととする。

全体の枠組み



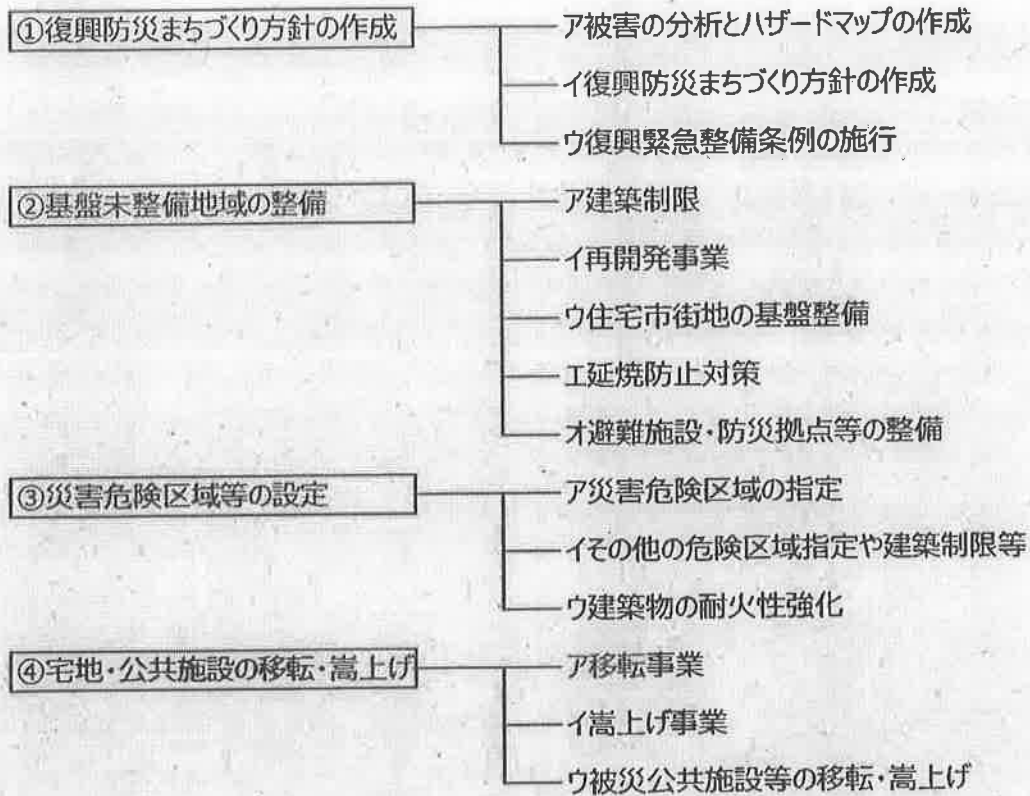
3 安全・安心な地域づくり

(2)「安全・安心な市街地・公共施設整備

目 的

○被災地での原形復旧では再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合、次のような項目を単独、あるいは組み合わせて実施し、安全・安心な市街地・公共施設を整備する。

全体の枠組み



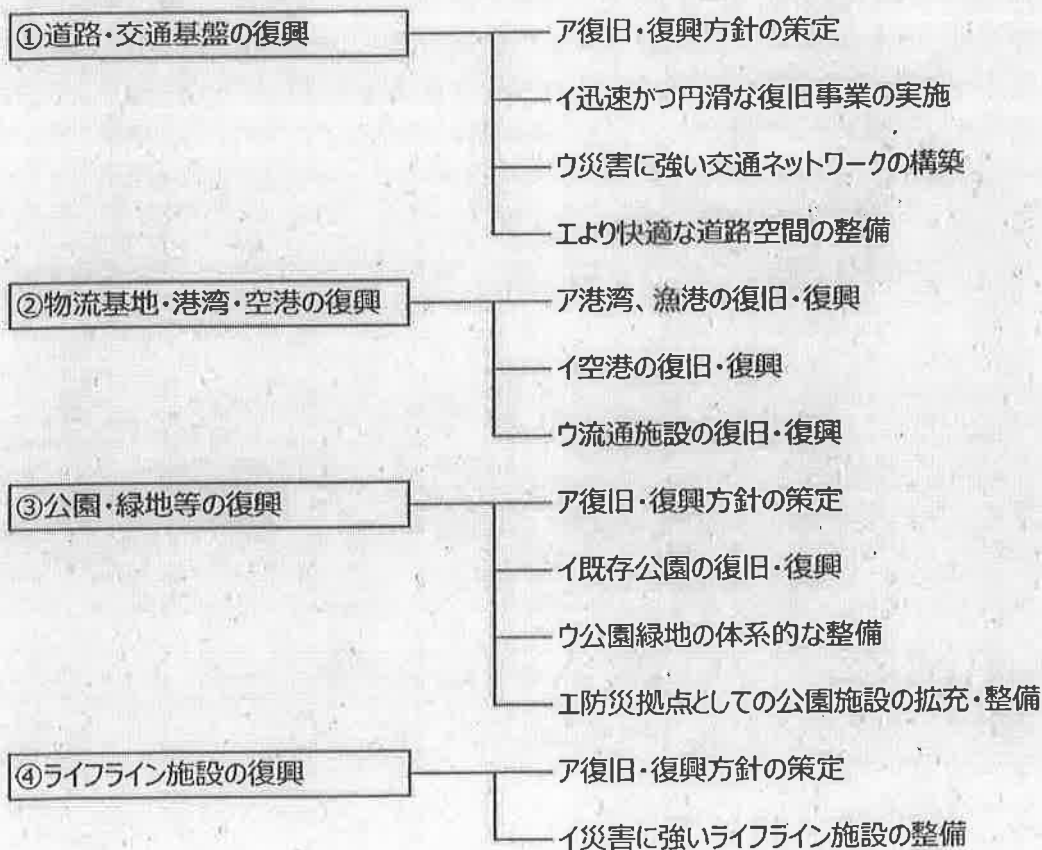
3 安全・安心な地域づくり (3)「都市基盤施設の復興」

目 的

○都市基盤施設は、住民の生活、都市の産業や経済活動を支えているものであり、その被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業の復興にさまざまな影響を来すことになる。したがって、都市基盤施設の復旧・復興には、次のような取組が求められる。

- ①特に被災者の生活に密接な関係にある機能は、早期の復旧・復興を行う。
- ②災害によって脆弱性が明らかになった機能や施設については、各施設の耐震性等の強化を図る。
- ③他の基盤施設との連携のもとに、地域全体の復興をも視野に入れた計画的な復興を目指し、都市全体の基盤の強化を図る。

全体の枠組み



3 安全・安心な地域づくり (4)「地域社会の再生」

目 的

- 災害の規模によっては、指定文化財をはじめとして数々の重要な文化財が被災することが予想される。また、二次災害の発生や対策の遅れによっては、損傷や劣化が拡大することもある。このため、文化財の被災状況についての調査を行い、速やかに復旧を図る。
- さらに、災害の記憶や教訓を風化させず、後世に正しく伝承していくことも復興の一環としてとらえ、記録や施設整備を図る。

全体の枠組み



4 産業・経済の復興

(1)「情報収集・提供・相談」

目 的

○地域の産業や経済の復興を目指し、被害状況に関する情報の収集を迅速に行い、資金需要の見込み等の把握により、各種融資制度の活用や創設等を実施する。また、被災した事業者等との経営相談の実施、流通ルートに関する情報提供を行うとともに、被災地域外の取引先をあっ旋するなど、企業の生産活動の活性化を図る。

- ①資金需要の把握と措置
- ②各種融資制度の周知・経営相談
- ③物流安定のための情報収集・提供
- ④取引等のあっ旋

全体の枠組み



4 産業・経済の復興

(2)「中小企業の再建」

目 的

- 被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要である。このため、再建資金の確保が困難な事業主に対し、各種金融支援制度を活用し、また事業の場の確保・あつ旋を図り、事業活動を継続できるよう措置を実施する。
- 観光地として位置付けが高い地域では、災害による観光客の減少は、地域経済に大きなダメージを与える。そのため、風評被害を最小限に留めるとともに、必要に応じて、観光客を呼び戻すための観光施設の整備や誘致活動を行う。

全体の枠組み



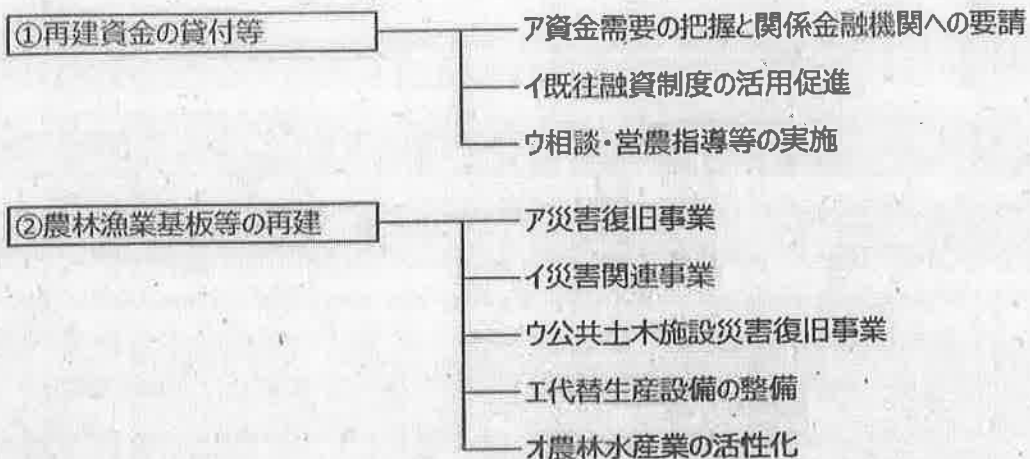
4 産業・経済の復興

(3)「農林漁業の再建」

目 的

○被災農林漁業の再建は、再建・再開資金の調達円滑化を目的とする「再建資金の貸付等」、及び被災した農林地・漁場の生産基盤を回復又は再整備することを目的とする「農林漁業基盤の再建」が重要施策となる。

全体の枠組み



【記載例】

取組施策○「	」(中分類)
取組項目○「	」(小分類)

趣旨・概要

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※1

実施時期

○○○○○○○○ ※2

関係部局

○○○○○○○○ ※3

項目・手順等

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※4

事前復興(事前準備)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※5

市町村に期待する取組

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※6

事業者等に期待する取組

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※7

その他(特記事項、留意点)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※8

- | | |
|----------------|--|
| ※1 趣旨・概要 | 取組項目の背景、趣旨、概要、目的、取組にあたっての方向性や方法等を記載 |
| ※2 実施時期 | 取組開始の目安とする時期を記載 |
| ※3 関係部局 | 庁内関係部局を記載 |
| ※4 項目・手順 | 取り組む項目や過去の事例も踏まえその手順を記載 |
| ※5 事前復興(事前準備) | 対策をより効率的・効果的に進めるために、災害前から取り組んでおくことが望ましい準備事項を記載 |
| ※6 市町村に期待する取組 | 取組にあたり、市町村に期待する役割を記載 |
| ※7 事業者等に期待する取組 | 取組にあたり、事業者等に期待する役割を記載 |
| ※8 その他 | 取組を行う際、参考とすべき特記事項や留意点を記載 |

※1～※8 特別に記載すべき事項がない場合、記載なし